

特定非営利活動法人開発教育協会（DEAR）

給 与 規 程

（目的）

第1条 本規程は、特定非営利活動法人開発教育協会（以下、協会という）就業規則（以下、本則という）第54条の規定に基づき、職員の給与に関して必要な事項を定める。

2. 本規程は、本則第2条第2項で定める正職員に適用する。
3. 本則第2条第2項で定める嘱託職員の給与に関する規定は、別途「嘱託職員給与規程」に定める。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、基本給および諸手当とする。

2. 手当の種類は、次の通りとする。

- ① 通勤手当
- ② 期末手当
- ③ 職務手当
- ④ 割増手当
- ⑤ 資格手当

（基本給）

第3条 基本給は、所定労働時間における勤務に対する報酬として支給する。したがって、職員が勤務しないときは、別段の定めによる場合の他は給与を支払わない。

2. 基本給は、職員の職責、職務内容、職務遂行能力、職務経験、年齢などを考慮して、各人ごとに決定する。ただし、初任給については、本人の技能、経験、職歴、年齢を考慮して支給額を決定する。
3. 職員の職能の基準は、概ね次のとおりとする。
 - 1級：担当する事業や業務に関する補佐的または定型的な事務処理能力
 - 2級：担当する事業や業務に関する基本的な実務遂行能力
 - 3級：協会の組織や事業全般に関する基本的な管理運営能力（主任相当）
 - 4級：協会の組織や事業全般に関する応用的な管理運営能力（事務局次長相当）
 - 5級：協会の組織や事業全般に関する専門的な管理運営能力（事務局長）相当
4. 基本給の支給額は別表1の通りとする。

（昇給）

第4条 昇給は、定期昇給および昇格昇給に区分する。

2. 昇給は、特別の定めのある者以外は、在職1年以上の職員に対し、毎年4月に実施するものとする。

3. 前各号の規定にかかわらず、職員が満 55 歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する場合は、当該3月31日の翌日以降昇給させることはできない。
4. 定期昇給の際は、基本給は別表1に基づいて昇給する。
5. 昇格昇給は、表彰をうけた職員のほか、とくに職務の実績や遂行能力等に優れた職員と認められる者に対し、代表理事が推薦し、理事会で審査のうえ決定する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、通勤に要する実費のうち、月額3万円を限度に支給する。

2. 通勤定期の月額は、運賃や料金、時間や距離などの事情に照らして、最も合理的かつ経済的と認められる経路および方法で算出する。
3. 通勤距離が直線距離で1キロメートル以内の場合は、通勤手当を支給しない。

(期末手当)

第6条 期末手当は、協会の当該年度の業績や財政状況に応じて支給する場合がある。

2. 期末手当を支給する場合は、原則として毎年度末の3月の給与支給日に支給する。
3. 支給に際しては、支給日当日に協会に在籍し、かつ通常に勤務していることを条件とする。
4. 期末手当は、当該年度における職員の勤務状況や業務実績を考慮して支給額を決定する。ただし、協会の財政状況その他のやむを得ない事情によって、支給額を縮小することがある。
5. 支給額には勤続年数に応じて、次のような上限を設ける。

勤続年数	支給額の上限
1年以上5年未満	月額基本給の 1.0 か月分
5年以上 10 年未満	月額基本給の 1.5 か月分
10 年以上	月額基本給の 2.0 か月分

6. 上記の規定にかかわらず、当該年度の財政状況その他の事情によって、支給額を増額することができる。

(職務手当)

第7条 職務手当は、次の区分かつそれぞれの就任期間に応じて支給する。

- ① 事務局長 月額50,000円
- ② 事務局次長 月額30,000円
- ③ 主任 月額15,000円

2. 前項の他に、特別な事業や業務を管理運営する担当責任者には、月額 15,000 円を上限とする職務手当を支給する場合がある。

(資格手当)

第8条 資格手当は、職務の遂行に有益であると認められる以下の資格を有する者に対して支給する。

- ① 社会保険労務士
- ② 簿記 1 級
- ③ 英検 1 級相当の英語能力
- ④ その他、協会の事業や業務の遂行にとって有益であると認められる資格

2. 支給額は月額 5,000 円とする。但し、上記の資格に準じた資格と判断される場合は、月額 3,000 円とする。
3. 資格手当の支給を希望する職員は、資格を証明する書類を添えて代表理事に申請する。

(割増手当)

第9条 割増手当の種類は、次のとおりとする。

- ① 時間外勤務手当
 - ② 休日勤務手当
 - ③ 深夜勤務手当
2. 時間外手当は、法定勤務時間である週40時間を超えた場合には法定時間外勤務手当を支給する。ただし、所定勤務時間である週40時間を超えた場合には、所定時間外勤務手当として通常賃金分を支給する。
 3. 休日勤務手当は、所定休日に勤務した場合に支給する。
 4. 深夜勤務手当は、深夜に勤務した場合に支給する。
 5. 前項までの割増手当は、次に掲げる算式によって計算して支給する。ただし、事務局長の許可なく所定勤務時間を超え、もしくは所定休日または深夜に勤務した部分については無給とする。
 - ① 時間外勤務手当 $1\text{時間あたりの賃金額} \times 1.25 \times \text{法定時間外勤務時間数}$
 - ② 休日勤務手当 $1\text{時間あたりの賃金額} \times 1.35 \times \text{休日勤務時間数}$
 - ③ 深夜勤務手当 $1\text{時間あたりの賃金額} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$ (上乗せ)

(給与計算・支払日)

第 10 条 給与は、毎月末日に締め切り、翌月10日に支払う。ただし、支払日が所定休日にあたる場合は、その前日に支払う。

2. 欠勤、遅刻、早退および私用外出の時間については、事前または事後に事務局長に申し出て、やむを得ないと認められた場合を除き、基本給の1時間あたりの賃金額にこれらの合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、合計時間数のうち30分未満の端数は切り捨てるものとする。
3. 本則に定める年次休暇およびその他の休暇の取得時の給与は、所定勤務時間を勤務した場合に支払われる通常の賃金を支給する。
4. 本則に定める休業により勤務しなかった日および時間については、給与を支給しない。
5. 給与計算期間の途中で採用され、または退職した場合には、基本給は日割りにより計算し、前項に定める支払日に支払う。
6. 前項の者の通勤手当および職務手当について、実績に応じて支給する。期末手当については、在籍期間およびその間の勤務状況などに応じて支給することができる。

(支払い方法)

第 11 条 給与は、通貨で、職員に対して直接その全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、給与から控除する。

- ① 源泉所得税
- ② 住民税(都道府県民税および区市町村民税)
- ③ 雇用保険保険料の被保険者負担分

④ 社会保険(健康保険・介護保険および厚生年金保険)保険料の被保険者負担分

⑤ 職員の過半数を代表する者との協定により控除対象としたもの

2. 給与は、職員の承諾を得て、口座振込により支払うことができる。

(給与の改定)

第 12 条 給与のうち基本給は、原則として毎年4月に同月1日時点の満年齢を基準として、別表の基本給表を参照して改定する。

2. その改定額については、職員の勤務状況および業務実績を考慮して、各人ごとに決定する場合があるほか、協会の財政状況その他やむを得ない事情により、昇給を見送る場合がある。

3. 前項のほか、特別の必要のあるときは、臨時に給与の改定を行うことがある。

(その他)

第 13 条 本規程で処理できない場合には、その都度協議にて処理する。

附 則

1. 本規程の各条項の改廃は、職員の過半数を代表する者の意見を聴取した上で行う。

2. この規程に定めないものに関しては、当該職員またはそれに代わる者の申請を常任役員会で検討して、代表理事が判断するものとする。

施行：2010年 6月 1日

改定：2012年 4月 1日

改定：2017年 4月 1日

改定：2022年 3月 5日

改訂：2023年 5月 23日

＜別表＞正職員基本給表（月払）

職務 号俸	1 級 1年目～	2 級 4年目～	3 級 7年目～	4 級 10年目～	5 級 15年目～
1 号	176,000	180,000	184,400	189,200	194,400
2 号	177,000	181,100	185,600	190,500	195,700
3 号	178,000	182,200	186,800	191,800	197,000
4 号	179,000	183,300	188,000	193,100	198,300
5 号	180,000	184,400	189,200	194,400	199,600
6 号	181,000	185,500	190,400	195,700	200,900
7 号	182,000	186,600	191,600	197,000	202,200
8 号	183,000	187,700	192,800	198,300	203,500
9 号	184,000	188,800	194,000	199,600	204,800
10号	185,000	189,900	195,200	200,900	206,100
11号	186,000	191,000	196,400	202,200	207,400
12号	187,000	192,100	197,600	203,500	208,700
13号	188,000	193,200	198,800	204,800	210,000
14号	189,000	194,300	200,000	206,100	211,300
15号	190,000	195,400	201,200	207,400	212,600
16号	191,000	196,500	202,400	208,700	213,900
17号	192,000	197,600	203,600	210,000	215,200
18号	193,000	198,700	204,800	211,300	216,500
19号	194,000	199,800	206,000	212,600	217,800
20号	195,000	200,900	207,200	213,900	219,100
21号	196,000	202,000	208,400	215,200	220,400
22号	197,000	203,100	209,600	216,500	221,700
23号	198,000	204,200	210,800	217,800	223,000
24号	199,000	205,300	212,000	219,100	224,300
25号	200,000	206,400	213,200	220,400	225,600
26号	201,000	207,500	214,400	221,700	226,900
27号	202,000	208,600	215,600	223,000	228,200
28号	203,000	209,700	216,800	224,300	229,500
29号	204,000	210,800	218,000	225,600	230,800
30号	205,000	211,900	219,200	226,900	232,100
31号	206,000	213,000	220,400	228,200	233,400
32号	207,000	214,100	221,600	229,500	234,700
33号	208,000	215,200	222,800	230,800	236,000
34号	209,000	216,300	224,000	232,100	237,300
35号	210,000	217,400	225,200	233,400	238,600
36号	211,000	218,500	226,400	234,700	239,900
37号	212,000	219,600	227,600	236,000	241,200

38号	213,000	220,700	228,800	237,300	242,500
39号	214,000	221,800	230,000	238,600	243,800
40号	215,000	222,900	231,200	239,900	245,100
41号	216,000	224,000	232,400	241,200	246,400
42号	217,000	225,100	233,600	242,500	247,700
43号	218,000	226,200	234,800	243,800	249,000
44号	219,000	227,300	236,000	245,100	250,300
45号	220,000	228,400	237,200	246,400	251,600
46号	221,000	229,500	238,400	247,700	252,900
47号	222,000	230,600	239,600	249,000	254,200
48号	223,000	231,700	240,800	250,300	255,500
49号	224,000	232,800	242,000	251,600	256,800
50号	225,000	233,900	243,200	252,900	258,100
51号	226,000	235,000	244,400	254,200	259,400
52号	227,000	236,100	245,600	255,500	260,700
53号	228,000	237,200	246,800	256,800	262,000
54号	229,000	238,300	248,000	258,100	263,300
55号	230,000	239,400	249,200	259,400	264,600
56号	231,000	240,500	250,400	260,700	265,900
57号	232,000	241,600	251,600	262,000	267,200
58号	233,000	242,700	252,800	263,300	268,500
59号	234,000	243,800	254,000	264,600	269,800
60号	235,000	244,900	255,200	265,900	271,100
61号	236,000	246,000	256,400	267,200	272,400
62号	237,000	247,100	257,600	268,500	273,700
63号	238,000	248,200	258,800	269,800	275,000
64号	239,000	249,300	260,000	271,100	276,300
65号	240,000	250,400	261,200	272,400	277,600
66号	241,000	251,500	262,400	273,700	278,900
67号	242,000	252,600	263,600	275,000	280,200
68号	243,000	253,700	264,800	276,300	281,500
69号	244,000	254,800	266,000	277,600	282,800
70号	245,000	255,900	267,200	278,900	284,100
71号	246,000	257,000	268,400	280,200	285,400
72号	247,000	258,100	269,600	281,500	286,700
73号	248,000	259,200	270,800	282,800	288,000
74号	249,000	260,300	272,000	284,100	289,300
75号	250,000	261,400	273,200	285,400	290,600
76号	251,000	262,500	274,400	286,700	291,900

77号	252,000	263,600	275,600	288,000	293,200
78号	253,000	264,700	276,800	289,300	294,500
79号	254,000	265,800	278,000	290,600	295,800
80号	255,000	266,900	279,200	291,900	297,100
81号	256,000	268,000	280,400	293,200	298,400

特定非営利活動法人 開発教育協会（DEAR）

嘱託職員給与規程

（目的）

第1条 本規程は、特定非営利活動法人開発教育協会（以下、協会という）嘱託職員就業規則（以下、別則という）の規定に基づき、嘱託職員（以下、職員という）の給与に関して必要な事項を定めるものである。

2. 本規定は、別則に定める嘱託職員に適用する。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、基本給と手当とする。

2. 手当の種類は、次の通りとする。

- ① 通勤手当
- ② 期末手当
- ③ 職務手当
- ④ 割増手当

（基本給）

第3条 基本給は、職能給を基本とし、本人の技能、経験、職歴等を総合的に勘案する他、当該職員の1週間または1年間あたりの勤務日数に応じて、別表の基本給表を参照して決定する。

2. 職員の職能の基準は、概ね次のとおりとする。

- 1級：担当する事業や業務に関する補佐的または定型的な事務処理能力
- 2級：担当する事業や業務に関する基本的な実務遂行能力
- 3級：担当する事業や業務に関する応用的な実務遂行能力
- 4級：協会の組織や事業全般に関する基本的な管理運営能力
- 5級：協会の組織や事業全般に関する応用的な管理運営能力
- 6級：協会の組織や事業全般に関する専門的な管理運営能力

（通勤手当）

第4条 通勤手当は、通勤に要する実費のうち、月額3万円を限度に支給する。

- 3. 通勤定期の月額は、運賃や料金、時間や距離などの事情に照らして、最も合理的かつ経済的と認められる経路および方法で算出する。
- 4. 通勤距離が直線距離で1キロメートル以内の場合は、通勤手当を支給しない。

（期末手当）

第5条 期末手当は、協会の当該年度の業績や財政状況に応じて支給する場合がある。

- 2. 期末手当を支給する場合は、1年以上継続して雇用され、またはそれが見込まれる職員に対して、原則として、毎年度末の3月の給与支給日に支給する。

3. 支給に際しては、支給日当日に協会に在籍し、かつ通常に勤務していることを条件とする。
4. 支給額には勤続年数ならびに1週間または1年間あたりの勤務日数に応じて、次のような上限を設ける。

1週間の勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日数	217日以上	169日～ 216日	121日～ 168日	73日～ 120日	48日～ 72日
勤続年数	支給額の上限(月額基本給に対する掛け率)				
	1年以上 5年未満	1.0	0.8	0.6	0.4
	5年以上	1.5	1.2	0.9	0.6

5. また、当該年度における職員の勤務状況や業務実績を考慮して支給額を決定する。
6. 上記の規定にかかわらず、当該年度の財政状況その他の事情によって、支給額を増額することができる。

(職務手当)

第6条 職務手当は、次の区分かつそれぞれの就任期間に応じて支給する。

- ① 事務局長 月額50,000円
- ② 事務局次長 月額30,000円
- ③ 主任 月額15,000円
2. 前項の他に、特別な事業や業務を管理運営する担当責任者には、月額15,000円を上限とする職務手当を支給する場合がある。

(割増手当)

第7条 割増手当の種類は、次のとおりとする。

- ① 時間外勤務手当
- ② 休日勤務手当
- ③ 深夜勤務手当
2. 時間外手当は、法定勤務時間である週40時間を超えた場合には法定時間外勤務手当を支給する。ただし、雇用契約に定める所定勤務時間を超えた場合には、所定時間外勤務手当として通常賃金分を支給する。
3. 休日勤務手当は、所定休日に勤務した場合に支給する。
4. 深夜勤務手当は、深夜に勤務した場合に支給する。
5. 前項までの割増手当は、次に掲げる算式によって計算して支給する。ただし、事務局長の許可なく所定勤務時間を超え、もしくは所定休日または深夜に勤務した部分については無給とする。
 - ① 時間外勤務手当 1時間あたりの賃金額×1.25×法定時間外勤務時間数
 - ② 休日勤務手当 1時間あたりの賃金額×1.35×休日勤務時間数
 - ③ 深夜勤務手当 1時間あたりの賃金額×1.25×深夜勤務時間数

(給与計算・支払日)

第8条 給与は、毎月末日に締め切り、翌月 10 日に支払う。ただし、支払日が所定休日にあたる場合は、その前日に支払う。

2. 欠勤、遅刻、早退および私用外出の時間については、事前または事後に事務局長に申し出て、やむを得ないと認められた場合を除き、基本給の1時間あたりの賃金額にこれらの合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、合計時間数のうち 30 分未満の端数は切り捨てるものとする。
3. 年次休暇およびその他の休暇の取得時の給与は、所定勤務時間を勤務した場合に支払われる通常の賃金を支給する。
4. 休業により勤務しなかった日および時間については、給与を支給しない。
5. 給与計算期間の途中で採用され、または退職した場合には、基本給は日割りにより計算し、前項に定める支払日に支払う。
6. 前項の者の通勤手当については、実績に応じて支給する。

(支払い方法)

第9条 給与は、通貨で、職員に対して直接その全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、給与から控除する。

- ① 源泉所得税
 - ② 住民税(都道府県民税および区市町村民税)
 - ③ 雇用保険および労災保険保険料の被保険者負担分
 - ④ 社会保険(健康保険、雇用保険および厚生年金保険)保険料の被保険者負担分
 - ⑤ 職員の過半数を代表する者との協定により控除対象としたもの
2. 給与の支払いは、月給制とする。ただし、臨時に雇用する職員に関しては、時給制とする場合がある。
 3. 給与は、職員承諾を得て、口座振込の方法により支払うことができる。

(給与の改定)

第10条 給与のうち基本給は、原則として改定を行わない。ただし、職能、勤怠評価、勤続年数などを基準として、別表の基本給表を参照して改定する場合がある。

2. 前項のほか、特別の必要のあるときは、臨時に給与の改定を行うことがある。

(その他)

第11条 本規程で処理できない場合には、その都度協議にて処理する。

附 則

- 1 本規定の各条項の改廃は、職員の過半数を代表する者の意見を聴取した上で行う。
- 2 この規程に定めないものに関しては、当該職員またはそれに代わる者の申請を常任役員会で検討して、代表理事が判断するものとする。

施行:2010年6月1日

改定:2012年4月1日

改定:2017年4月1日

改定:2022年3月5日

改定:2023年4月22日

＜別表＞嘱託職員基本給表(月払)

職務		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1 号	週 5 日	176,000	180,000	184,400	189,200	194,400
	週 4 日	140,800	144,000	147,520	151,360	155,520
	週 3 日	105,600	108,000	110,640	113,520	116,640
	週 2 日	70,400	72,000	73,760	75,680	77,760
	週 1 日	35,200	36,000	36,880	37,840	38,880
2 号	週 5 日	177,000	181,100	185,600	190,500	195,800
	週 4 日	141,600	144,880	148,480	152,400	156,640
	週 3 日	106,200	108,660	111,360	114,300	117,480
	週 2 日	70,800	72,440	74,240	76,200	78,320
	週 1 日	35,400	36,220	37,120	38,100	39,160
3 号	週 5 日	178,000	182,200	186,800	191,800	197,200
	週 4 日	142,400	145,760	149,440	153,440	157,760
	週 3 日	106,800	109,320	112,080	115,080	118,320
	週 2 日	71,200	72,880	74,720	76,720	78,880
	週 1 日	35,600	36,440	37,360	38,360	39,440
4 号	週 5 日	179,000	183,300	188,000	193,100	198,600
	週 4 日	143,200	146,640	150,400	154,480	158,880
	週 3 日	107,400	109,980	112,800	115,860	119,160
	週 2 日	71,600	73,320	75,200	77,240	79,440
	週 1 日	35,800	36,660	37,600	38,620	39,720
5 号	週 5 日	180,000	184,400	189,200	194,400	200,000
	週 4 日	144,000	147,520	151,360	155,520	160,000
	週 3 日	108,000	110,640	113,520	116,640	120,000
	週 2 日	72,000	73,760	75,680	77,760	80,000
	週 1 日	36,000	36,880	37,840	38,880	40,000
6 号	週 5 日	181,000	185,500	190,400	195,700	201,400
	週 4 日	144,800	148,400	152,320	156,560	161,120
	週 3 日	108,600	111,300	114,240	117,420	120,840
	週 2 日	72,400	74,200	76,160	78,280	80,560
	週 1 日	36,200	37,100	38,080	39,140	40,280
7 号	週 5 日	182,000	186,600	191,600	197,000	202,800
	週 4 日	145,600	149,280	153,280	157,600	162,240
	週 3 日	109,200	111,960	114,960	118,200	121,680
	週 2 日	72,800	74,640	76,640	78,800	81,120
	週 1 日	36,400	37,320	38,320	39,400	40,560

8号	週5日	183,000	187,700	192,800	198,300	204,200
	週4日	146,400	150,160	154,240	158,640	163,360
	週3日	109,800	112,620	115,680	118,980	122,520
	週2日	73,200	75,080	77,120	79,320	81,680
	週1日	36,600	37,540	38,560	39,660	40,840
9号	週5日	184,000	188,800	194,000	199,600	205,600
	週4日	147,200	151,040	155,200	159,680	164,480
	週3日	110,400	113,280	116,400	119,760	123,360
	週2日	73,600	75,520	77,600	79,840	82,240
	週1日	36,800	37,760	38,800	39,920	41,120
10号	週5日	185,000	189,900	195,200	200,900	207,000
	週4日	148,000	151,920	156,160	160,720	165,600
	週3日	111,000	113,940	117,120	120,540	124,200
	週2日	74,000	75,960	78,080	80,360	82,800
	週1日	37,000	37,980	39,040	40,180	41,400
11号以上	(省 略)					

備考:

- ① 1年間あたりの勤務日数が、①「217日以上」、②「169日から216日」、③「121日から168日」、④「73日から120日」、⑤「48日から72日」の場合は、それぞれ①「週5日」、②「週4日」、③「週3日」、④「週2日」、⑤「週1日」と読み替えるものとする。
- ② 上記の「級数」は、第3条第3項の「職能」を、「号数」は1回あたりの昇降給の基準をそれぞれ表す。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 開発教育協会	事業年度	令和5年4月1日～令和6年3月31日
-----	------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
個人正会員会費	2,770,000 円
団体正会員会費	380,000 円
個人賛助会員会費	1,750,000 円
個人賛助会員会費（学生）	92,000 円
団体賛助会員会費	320,000 円
受取寄附金 一般寄付金	4,142,708 円
受取寄附金 教材作成のためのクラウドファンディング	1,208,135 円
受取寄附金 その他の寄附金（サポーター募金）	311,000 円
受取助成金 地球環境基金	6,460,000 円
受取助成金 市川房枝女性の政治参画基金	350,000 円
事業収益 ネットワーク事業	76,000 円
事業収益 実践・研究事業	869,000 円
事業収益 人材育成事業	353,500 円
事業収益 共催・協力事業	7,700 円
事業収益 政策提言事業	50,000 円
事業収益 情報・出版事業	5,555,624 円
事業収益 講師派遣事業	4,379,514 円
事業収益 受託事業	3,934,360 円
その他収益 自由学校「遊」出向負担金収入	2,971,804 円
その他収益 雑収入	23,253 円
その他収益 受取利息	202 円
合 計	36,004,800 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		6,460,000 円	地球環境基金助成金
		2,680,360 円	外務省 NGO 相談員
		1,581,360 円	ワークショップ受託料、講師料
		462,000 円	ワークショップ受託料
		350,000 円	市川房枝女性の政治参画基金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
			給与
			給与
			給与
			給与
		2,956,923 円	社会保険料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		図書・雑誌の販売	令和5年4月1日～令和6年3月31日	269,280 円	正会員については、定価より約2割引きで提供。価格は図書ごとに異なる。図書・雑誌は32種類程度。価格は定価330円～3,080円。
			令和5年7月19日	2,310 円	
		図書・雑誌の販売	令和5年8月3日	1,870 円	取引条件等は上記会員と同様である。
			令和5年12月28日	50,000 円	
		図書・雑誌の販売	令和5	4,290 円	取引条件等は上記会

		年 6 月 28 日		38,610 円	員と同様である。
		令和 5 年 10 月 23 日			
	図書・雑誌の販売	令和 6 年 2 月 26 日	4,070 円		取引条件等は上記会 員と同様である。
	図書・雑誌の販売	令和 5 年 5 月 26 日	1,320 円	1,650 円	取引条件等は上記会 員と同様である。
		令和 6 年 2 月 10 日			
	図書・雑誌の販売	令和 5 年 5 月 16 日	1,320 円		取引条件等は上記会 員と同様である。

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対 価 の 額	そ の 他 の 取 引 条 件 等
なし				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対 価 の 額	そ の 他 の 取 引 条 件 等
		第 3 期 DEAR カレッジ SDGs 学習のつ くり方	令和 5 年 6 月 ～7 月	65,000 円	正会員は参加費収入 を 20%割引
		d・lab2023（第 41 回開発教育 全国研究集会）	令和 5 年 8 月 11 日,12 日	153,000 円	正会員は参加費収入 を 30%～40%割引
		教材体験フェス タ 2024	令和 6 年 3 月 24 日	22,000 円	正会員は参加費収入 を 40%割引
		成人学習・教育 (ALE)プロジェ クト 業務委託 料	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	556,854 円	「業務委託契約書」 による
		機関誌『開発教 育 70 号』原稿 執筆料	令和 5 年 12 月 14 日	111,370 円	「企画書」による

	『教育をジェンダー視点で見直すヒント集』原稿執筆料	令和6年3月12日	100,000 円	「企画書」による
	法人主催研修講師謝金	令和5年4月1日～令和6年3月31日	35,568 円	「企画書」による
	講師派遣謝金	令和5年4月1日～令和6年3月31日	17,500 円	「講師派遣規程」による
	講師派遣謝金	令和5年4月1日～令和6年3月31日	111,900 円	「講師派遣規程」による
	法人主催研修講師謝金	令和5年4月1日～令和6年3月31日	95,000 円	「企画書」による
	法人主催研修講師謝金	令和5年4月1日～令和6年3月31日	135,000 円	「企画書」による
	法人主催研修講師謝金	令和5年4月1日～令和6年3月31日	125,000 円	「企画書」による
	『教育をジェンダー視点で見直すヒント集』原稿執筆料	令和6年3月12日	55,685 円	「企画書」による
	法人主催研修講師謝金	令和6年3月26日	11,137 円	「企画書」による
	法人主催研修講師謝金	令和5年11月13日	50,000 円	「企画書」による
	法人主催研修講師謝金	令和6年3月11日	35,000 円	「企画書」による
	『教育をジェンダー視点で見直すヒント集』原	令和6年3月12日	20,000 円	「企画書」による

	稿執筆料			
	法人主催研修講師謝金	令和5年4月1日~令和6年3月31日	20,000 円	「企画書」による
	法人主催研修講師謝金	令和6年3月26日	11,137 円	「企画書」による
	法人主催研修講師謝金	令和6年3月26日	11,137 円	「企画書」による
	法人主催研修講師謝金	令和5年7月18日	10,000 円	「企画書」による
	法人主催研修講師謝金	令和5年8月25日	10,000 円	「企画書」による
	『教育をジェンダー視点で見直すヒント集』原稿執筆料	令和6年3月12日	10,000 円	「企画書」による
	法人主催研修講師謝金	令和6年3月26日	5,568 円	「企画書」による
	法人主催研修講師謝金	令和6年3月26日	5,568 円	「企画書」による
	法人主催研修講師謝金	令和5年5月29日	5,568 円	「企画書」による
	機関誌『開発教育 70 号』原稿執筆料	令和5年12月15日	5,000 円	「企画書」による

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	令和5年4月 1日～令和6 年3月31日	4,201,400 円
			給与	令和5年4月 1日～令和6 年3月31日	
			給与	令和5年4月 1日～令和6 年3月31日	
			給与	令和5年4月 1日～令和5 年8月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
5 人	7,764,272 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

[illegible]

6 海外への送金等に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日〕

[illegible]

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 開発教育協会					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						✓	
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること							
(1) 役員及びその親族等							
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等							
ロ 各社員の表決権が平等であること							
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること							
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと							
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	令和5年4月1日～令和6年3月31日	18人	0人	0%	0人	0%	
②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
申請時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。							
(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 開発教育協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		18人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							
				㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	申請時	就任・退任 年月日
阿部 秀樹		理事		0							平成 30 年 5 月 26 日就任
阿部 眞理子		理事		0							平成 22 年 5 月 29 日就任
上條 直美		理事		0							令和 4 年 5 月 28 日就任
片岡 麻里		理事		0							令和 2 年 5 月 30 日就任
小島 文乃		理事		0							令和 2 年 5 月 30 日就任
近藤 牧子		理事		0							平成 30 年 5 月 26 日就任
坂口 和隆		理事		0							平成 30 年 5 月 26 日就任
佐藤 友紀		理事		0							平成 18 年 5 月 27 日就任

中村 絵乃		理事		0						平成 20 年 5 月 31 日就任
西川 千佳子		理事		0						令和 4 年 5 月 28 日就任
西平 久美子		理事		0						令和 4 年 5 月 28 日就任
前嶋 葵		理事		0						平成 30 年 5 月 26 日就任
松倉 紗野香		理事		0						平成 30 年 5 月 26 日就任
三宅 隆史		理事		0						令和 2 年 5 月 30 日就任
湯本 浩之		理事		0						平成 15 年 3 月 12 日就任
吉田 一喜		理事		0						令和 4 年 5 月 28 日就任
田中 治彦		監事		0						令和 4 年 5 月 28 日就任
山崎 唯司		監事		0						平成 18 年 5 月 27 日就任

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 開発教育協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (free) 使用 ルーズリーフ	都度	7 年
仕訳日記帳	会計ソフト (free) 使用 ルーズリーフ	都度	7 年
現金出納帳	会計ソフト (free) 使用 ルーズリーフ	都度	7 年
棚卸資産台帳	会計ソフト (free) 使用 ルーズリーフ	月1回	7 年
賃金台帳	人事労務ソフト (free) 使用 ルーズリーフ	月1回	7 年
入金伝票 出金伝票 振替伝票	単票 ルーズリーフ	都度	7 年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 開発教育協会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 開発教育協会		チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓				
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類							
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			<table border="1"> <tr> <td>同</td> <td>意</td> </tr> <tr> <td>☒ する</td> <td>☐ しない</td> </tr> </table>	同	意	☒ する	☐ しない
同	意						
☒ する	☐ しない						
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの						
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類						
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程						
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日						
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し						

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 開発教育協会
-----	------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 開発教育協会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ